

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	新潟県
3. 市区町村名	見附市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.mitsuke.niigata.jp/12154.htm">http://www.city.mitsuke.niigata.jp/12154.htm</a>

執行機関名 見附市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	低所得者で生計が困難である者等について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減及びこれに対する助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		見附市個人情報保護条例(平成11年見附市条例第21号)別表第1 4の項 低所得者で生計が困難である者等について、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減及びこれに対する助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	見附市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱(平成14年見附市告示第48号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者(以下「低所得者等」という。)が介護保険サービスを利用することを促進するため、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が実施する低所得者等の介護保険サービスに係る利用者負担の軽減及びこれに対する助成金の交付について、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)の(別添2)社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱(以下「国要綱」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

見附市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱(平成14年見附市告示第48号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 23 号	見附市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱第6条
②事務の内容	介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第三項の施設介護サービス費又は同条第五項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	軽減対象介護保険サービスの利用者負担軽減の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 23 号 ロ	見附市社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		